

あおもり水道だより

水道創設110周年 ～これからもおいしい水をお届けします～

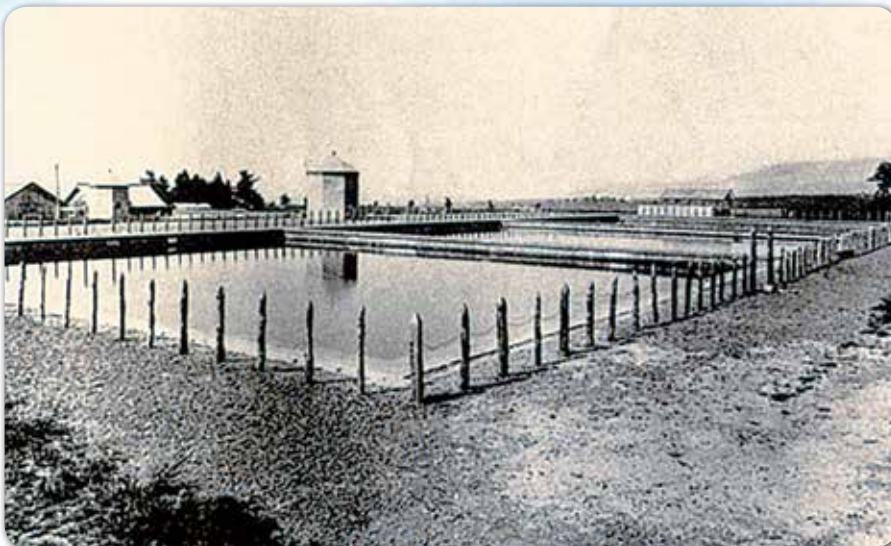


創設期の配水管布設



昭和43年（1968年）

十勝沖地震給水活動



大正時代の横内浄水場



平成時代後期の横内浄水場



平成14～16年度
(2002～2004年度)

第3期拡張事業堤川浄水場2期工事



横内浄水場北系沈殿池更新工事（令和元年度）



平成27年度
(2015年度)

宮田水管橋完成

☆ トピックス ☆

- P1 平成30年度青森市水道事業会計決算の概要
- P2 平成30年度主要な事業の成果
水源保護区域での下記の行為には届出が必要です！
- P3 **注目** 灯油漏えい事故にご注意を
道路漏水について
- P4 貯水槽水道の管理について
水抜き栓の操作方法のご確認について
- P5 水道水の水質検査について
- P6 見積み水量での水道料金の徴収について
引越し（転入・転出）の手続きを忘れずに!!
- P7 **注目** 売払い予定の水道施設跡地のお知らせ

～水道創設110周年～

本市水道事業は、明治42年（1909年）、県内初の近代水道として横内浄水場から通水を開始しました。その後、市勢の発展とともに拡張事業や各施設の改良・増設などを重ね、令和元年（2019年）12月に創設110周年を迎えました。豊かな森の恵み、青森のおいしい水をこれからもお届けしていきます。



青森市水道キャラクター「しずくちゃん」

青森市企業局水道部

◆ 平成30年度青森市水道事業会計決算の概要 ◆

水道部では「地方公営企業法」に基づき、市民の皆さまからの水道料金や国からの借入金などを主な財源として、独立採算を基本に事業運営しています。

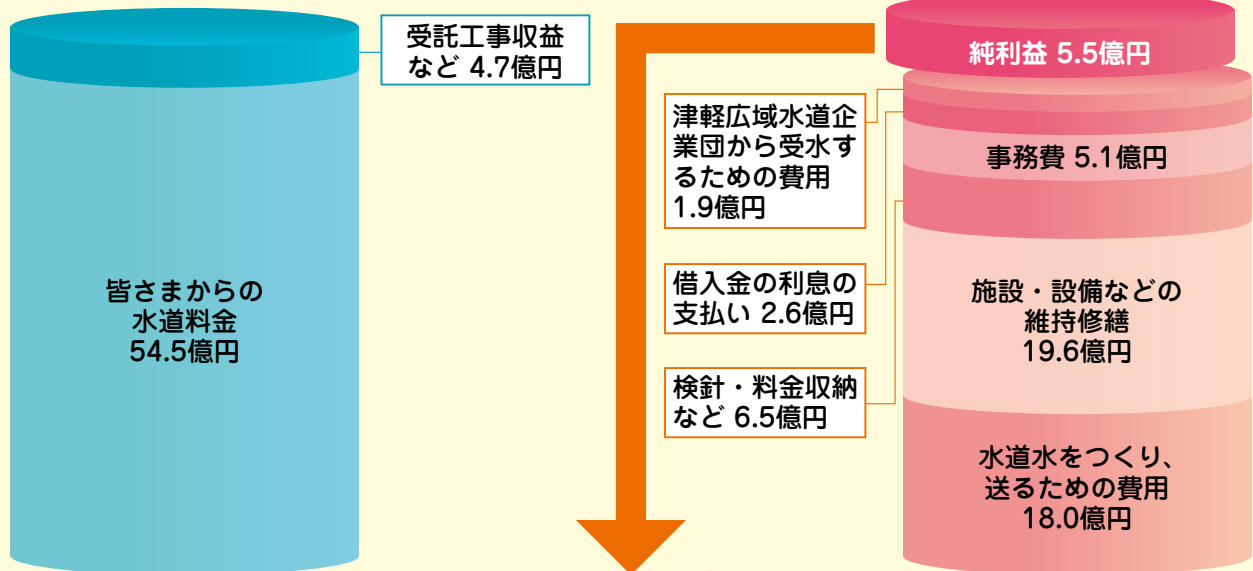
平成30年度の決算が市議会で認定されましたので、その概要をお知らせします。

水道事業会計は、**収益的収支**（水道水をつくりお届けするための収支）と**資本的収支**（水道施設をつくるための収支）に分けて経理することになっています。

収益的収支

（金額は消費税抜きで表記しています。）

（水道水をつくりお届けするための収支）



収益的収入 59.2億円

収益的支出 53.7億円

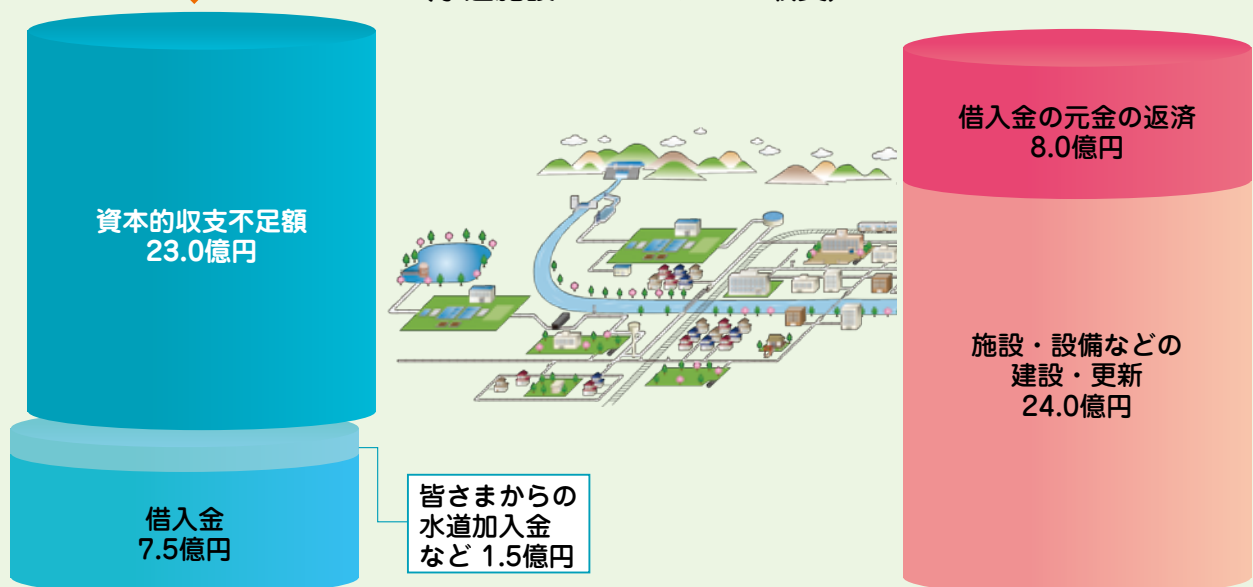
不足分には、これまでに積み立てたお金や自己資金を補てんしています。

純利益は、今後の施設整備費などに活用されます。

資本的収支

（金額は消費税抜きで表記しています。）

（水道施設をつくるための収支）



資本的収入 9.0億円

資本的支出 32.0億円

◆ 平成30年度主要な事業の成果 ◆

目指すべき方向	主な事業	成果など
安定した給水の確保 	漏水対策事業	配水管及び毎戸の漏水調査を実施し、漏水の早期発見に努めました。
	老朽塩化ビニル給水管改修事業	老朽化している塩化ビニル給水管の一部を漏水しにくいポリエチレン管に取り替え、漏水対策を講じました。
	横内浄水場北系沈殿池更新事業	老朽化した浄水施設のうち、砂などを沈殿させる沈殿池本体を更新しました（令和2年度完成予定）。
良質でおいしい水の供給	配水管整備事業	水質劣化や漏水の防止のため、老朽管の布設替えを行いました。（整備延長 13,040m）
災害に強い水道の構築 	基幹耐震管路整備事業	地震等の災害に備え、水道管の損傷による断水などの発生を防止するため、基幹となる管路の耐震化を図りました。（整備延長 3,231m）
	幸畑団地ポンプ所発電機自動始動装置取替事業	停電に備え、老朽化した幸畑団地ポンプ所発電機の自動始動装置を取り替えました。
	災害対策用資機材備蓄事業	災害対策用資機材の効果的な備蓄を図りました。（給水タンク容量 1立方メートル 1基）
経営基盤の強化 	広報活動事業	市民の皆さまに、水道部の施策や事業を積極的に情報提供しました。（「あおもり水道だより」発行、「あおもりウォーターフェア」開催、PR用ペットボトル水「ブナの雫」製造）
環境への配慮	資源リサイクルの推進	浄水処理発生土の有効利用などを行いました。

◆ 水源保護区域での下記の行為には届出が必要です！ ◆

本市では「青森市横内川水道水源保護条例」を制定し、行政・市民及び事業者などが一体となって横内浄水場の水道水源を守ることとしています。

このほかに「青森市水道水源保護指導要綱」により、他の水道水源についても保護しています。詳しくは、青森市水道事業ホームページでご確認ください。

〔届出が必要な行為〕

- 汚水等の発生原因となる建築物やその他の工作物を設置する行為（建築物の改築、増築などを含む）
- 宅地造成、土地の開墾、木竹の伐採、土石の採取、その他土地の形質を変更する行為
- さく井（井戸を掘ること）などの行為
- 水道水源に汚染等の影響を及ぼすおそれのある行為

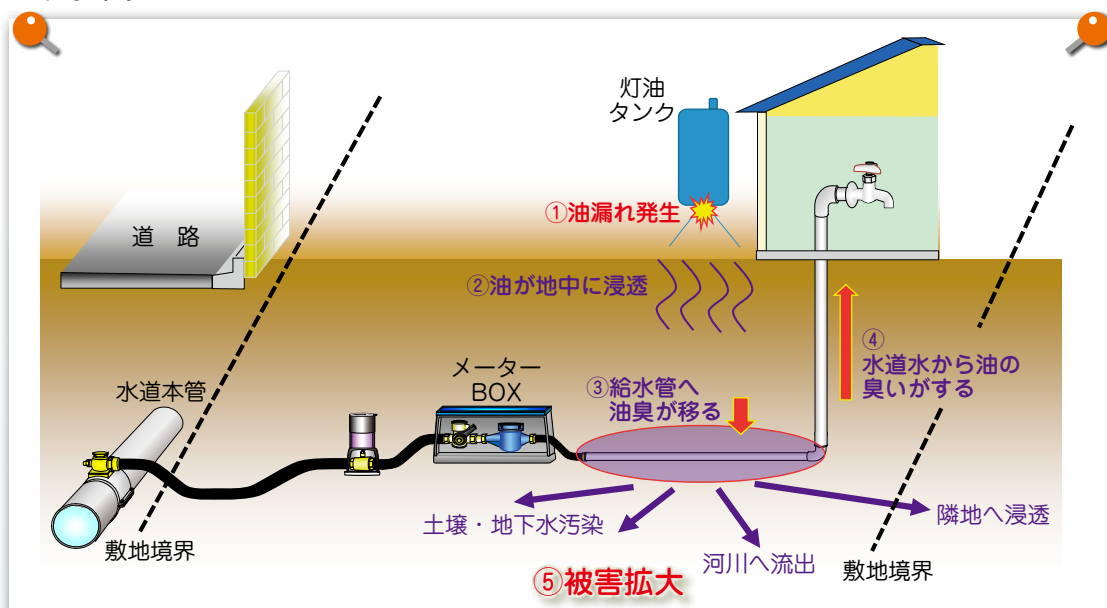


水源保護区域内で上記の行為を行う場合は、個人、事業者を問わず、全て届出が必要です（一部例外あり）。

総務課財産チーム ☎ (017) 734-4201

◆ 灯油漏えい事故にご注意を ◆

灯油などの油漏れが発生すると、地中の水道管に油が浸透し水道水に油の臭いが移ることがあります。油漏れは、土壌汚染や地下水汚染、近隣の住民に被害を及ぼす可能性があるほか、河川などに流れ込み、環境を汚染する原因ともなります。油漏れの影響はすぐに出ないこともあり、数か月あるいは数年後に出る場合もあります。



◆措置費用は原因者負担となります◆

このような被害が出てしまうと、水道管の交換や土の入れ替えなどの措置をしなければなりません。油漏れが影響している範囲にもよりますが、措置に要する費用は莫大な金額となることがあり、その費用はすべて原因者の負担となります。

被害防止のため、以下の点にご注意ください。

ホームタンクについて

- 給油の際は、地面にこぼさないようにしてください。
- 老朽化している場合は、損傷がないか確認してください。
- 新設・移設の場合、水道管の近くに設置しないでください。
- 積雪・落雪による破損にご注意ください。

その他

- 塗料・シンナーなども地中に捨てず、廃棄業者に依頼するなど適切に処理してください。

定期的にホームタンクや周囲の点検をして被害を未然に防ぎましょう。

油漏れのチェック項目

- 灯油タンクなどに小さな亀裂、にじみや漏れはないか？
- 配管の埋設箇所・家屋内・床下・排水設備で油臭がしないか？
- 灯油の使用量以上に燃料ゲージが減っていないか？
- 落雪・積雪・除雪によりタンクの配管などが損傷していないか？
- 融雪槽を設置している場合、槽内に灯油が漏れていないか？

施設課給水装置チーム ☎ (017)774-1234

◆ 道路漏水について ◆

晴天なのに車道・歩道や水気がないところが濡れている、水たまりがあるなどの場合は、水道管から漏水している可能性があります。

また、冬期は一部だけ雪が溶けて水たまりになっているところがあれば漏水のおそれがあります。

発見された場合は、ご連絡をお願いします。



夏期漏水のイメージ写真



冬期漏水のイメージ写真

施設課管路維持チーム ☎ (017)777-4255

◆ 貯水槽水道の管理について ◆

貯水槽水道は、設置者が適正に管理することとなっています。ポイントは以下のとおりです。

①貯水槽の清掃

1年に1回以上、専門の清掃登録業者による清掃を行ってください。

②水質管理

毎日、水の色・味・臭いに注意し、1年に1回は水質検査（臭気・味・色・色度・濁度・残留塩素）を受けてください。

③貯水槽の点検と改善

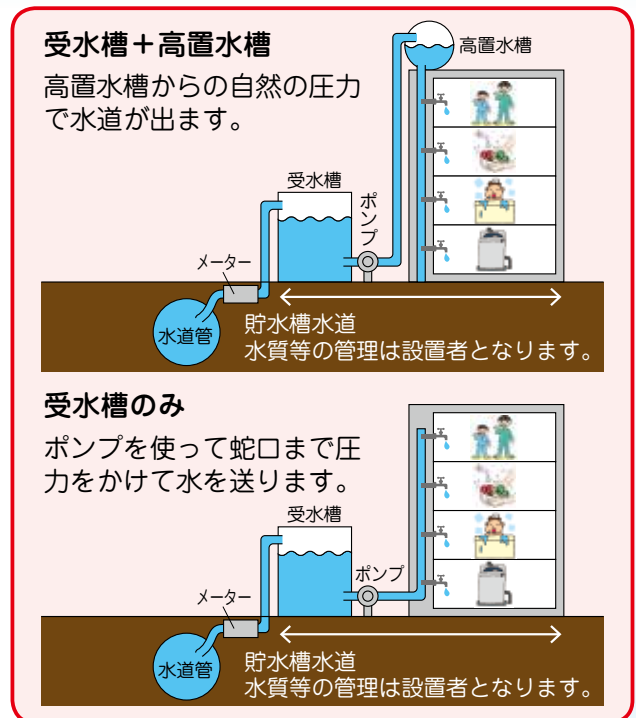
月1回程度、水の汚染がないか水槽の点検を行い、不備があれば改善してください。

④給水の停止

水が人の健康を害するおそれがあると判明したときは、直ちに給水を停止し、利用者へ周知するとともに、施設課または青森市保健所に連絡してください。

⑤施錠など

関係者以外立ち入りできないよう、マンホールや水槽室・ポンプ室に施錠し、週1回程度見回りをし、安全性を確保してください。



※水道部では、貯水槽水道の管理状況を把握するため、毎年12月から2月にかけて、設置者の皆さまへの調査を実施していますので、ご協力をお願いします。

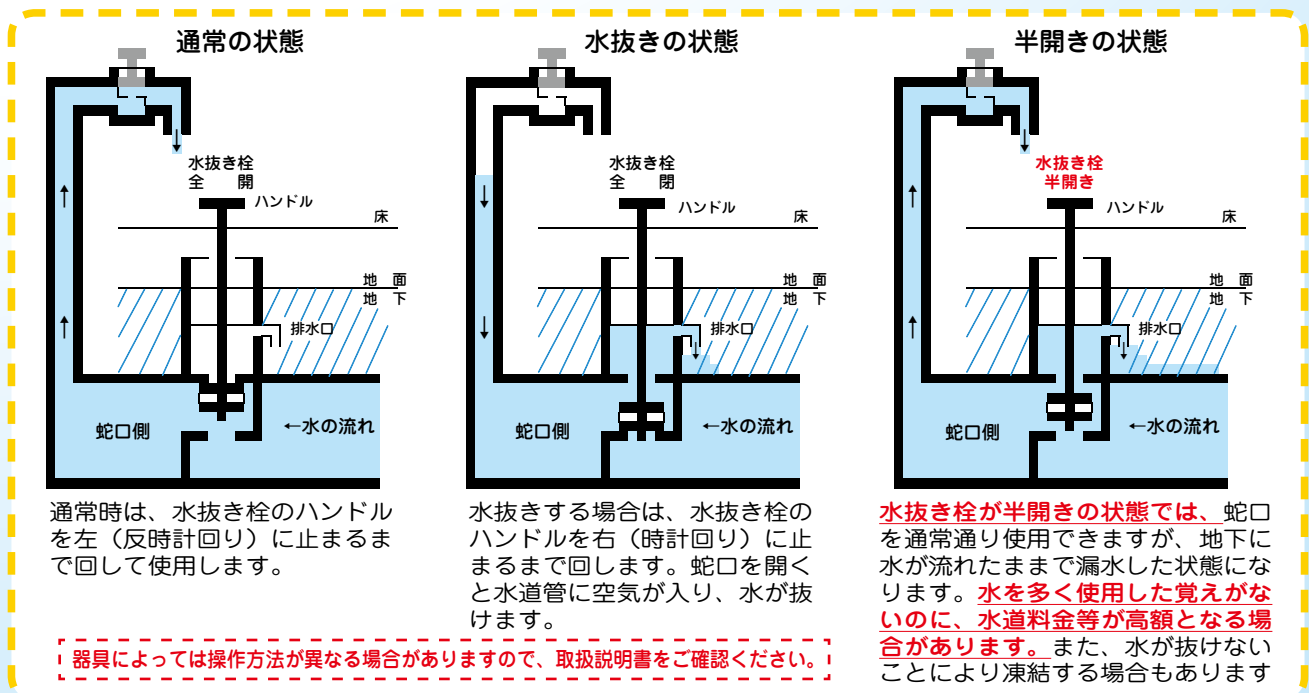
施設課給水装置チーム ☎ (017) 774-1234 ・ 青森市保健所生活衛生課 ☎ (017) 765-5288

◆ 水抜き栓の操作方法のご確認について ◆

平成30年1月には、真冬が続いた影響により、2日間で約190件（うち破裂5件）の水道管凍結に関するお問い合わせがありました。

水道管が破裂した場合、多額の修理費用がかかりますので必ず水抜きをしましょう。

また、水抜き栓を操作（開け閉め）する際は、水抜き栓が回らなくなるまで、きっちり回してください。



施設課給水装置チーム ☎ (017) 774-1234

◆ 水道水の水質検査について ◆

平成30年度水質検査結果について

検査結果は、水質基準項目（51項目）すべての基準に適合し、多くの項目で基準値の10分の1以下を達成しました。過去と比較しても変動が少なく、良好な水質と高い安全性を安定的に確保しています。

下の表は検査結果の一部を抜粋したものです。なお、代表的な給水栓末端（蛇口水）の定期検査結果は、毎月、青森市水道事業ホームページに掲載していますのでご覧ください。

分類	項目	国の水質基準	横内浄水場	堤川浄水場	原別配水所	油川配水所	天田内配水所	花岡配水場
病原生物	一般細菌 大腸菌	100個/1mL以下 検出されないこと	0 不検出	0 不検出	0 不検出	0 不検出	0 不検出	0 不検出
金属	カドミウム	0.003mg/L以下	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満
	鉛	0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
	マンガン	0.05mg/L以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
	鉄	0.3mg/L以下	0.005未満	0.007	0.007	0.005未満	0.005未満	0.005未満
無機物	シアン類	0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
	硝酸類	10mg/L以下	0.13	0.13	1.05	0.05未満	0.13	0.22
	塩化物イオン	200mg/L以下	9.9	30.1	19.8	52.4	17.3	12.1
	硬度	300mg/L以下	19.2	103	49.9	49.7	55.5	17.5
有機物	有機炭素濃度	3mg/L以下	0.3	0.2	0.1	0.1未満	0.1未満	0.4
基礎的性状	pH値	5.8以上8.6以下	7.39	7.34	7.35	8.12	8.06	7.17
	味・臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
	色度	5度以下	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満
	濁度	2度以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満
消毒効果	残留塩素	0.1mg/L以上 1mg/L以下	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4

※各浄配水所の場所については、青森市水道事業ホームページでご確認いただけます。
 ※表中の「〇〇未満」とは、測定機器で計量可能な最小値よりも小さいことを表しています。
 ※残留塩素の1mg/L以下は目標値です。



水道部では、安全・安心な水道水を安定的に供給するため、毎年度「水質検査計画」を策定しています。

令和2年度の水質検査計画は、3月頃までに営業課、浪岡事務所上下水道課及び横内浄水課閲覧場所に設置するとともに、ホームページでも公表します。

シリーズ「水質基準って何？」

～今回は水質基準項目の「臭気(しゅうき)」についてご紹介します～

臭気とは、水の「におい」のことです。水道水には塩素が入っているため塩素臭があります。カビ臭物質や油が混入すると塩素臭以外の「におい」がします。

塩素臭以外の「におい」を「異常なにおい」とし、基準値は「異常でないこと」と定められています。

人の「におい」に対する感度は、1日の中で朝起きた時に、もっとも強いと言われています。朝、水を使い始めたときに「におい」を強く感じる場合でも、実際に検査してみると通常の「におい」と同じくらいであるという場合が少なくありません。

水道水が水道管の中に長い時間滞留していると、水道管の種類によって、いろいろな「におい」が水につくことがあり、特に新しい管は強くにおうことがあります。使用するにつれ「におい」がなくなっていきます。「におい」があるときは、しばらく流して（他の用途に利用する）から使用することをお勧めします。



家庭で水道水をおいしく飲むための最も手軽な方法は、水道水を冷やすことです。冷やすことによって消毒の塩素の「におい」もあまり気にならなくなります。

横内浄水課水質管理チーム
☎ (017) 738-6507

◆ 見積り水量での水道料金の徴収について ◆

冬期間、積雪のため水道メーターのボックスがふさがりなどして検針ができない場合は、前月までの平均的な使用水量などを基にした見積り水量での水道料金を徴収します。

この場合、雪解け後など、検針ができた際に、見積り水量と実際の使用水量との間に生じた過不足分の水道料金を精算します。

【水道料金の精算方法（算定の例）】

積雪のため1月分と2月分の検針ができなかった場合、直近3か月分（10月分～12月分）の平均使用水量をもとに算定した水道料金を徴収します。3月分の検針ができた場合、その検針までの使用水量を、各月とも均等に使用したものとみなして再計算し、過不足分の水道料金を3月分の水道料金で調整します。具体的な計算内容などは、以下の表と算定式を参照してください。

月	水道メーターの指針	使用水量実績	見積り水量での算定		実際の使用水量での算定 (1月分から3月分は再算定)		
			水量	水道料金	水量	水道料金	
10月分	1,235 ^m	15 ^m	直近3か月分の 平均使用水量は 「15 ^m 」		15 ^m	2,527円	
11月分	1,249 ^m	14 ^m			14 ^m	2,431円	
12月分	1,265 ^m	16 ^m			16 ^m	2,717円	
1月分	検針できず	-	見積り水量 15 ^m	2,574円	② { (17 ^m) (2,860円) (16 ^m) (2,717円) (16 ^m) (2,717円)		
2月分	検針できず	-	見積り水量 15 ^m	2,574円			
3月分	1,314 ^m	-					
合計			見積り水量 30 ^m	5,148円	① (49 ^m)	③ (8,294円)	
						3月分の水道料金の徴収額	④ 3,146円

算定式は、
こちら。



①	1,314 ^m (3月分メーター指針)	-	1,265 ^m (12月分メーター指針)	=	49 ^m (1月分～3月分の使用水量)
②	49 ^m (1月分～3月分の使用水量)	÷	3か月 (1月～3月分)	=	16 ^m あまり1 (1月分～3月分の平均) <small>※あまり分は、古い月から1^mずつ加えます。</small>
③	49 ^m (1月分～3月分の使用水量)	⇒	8,294円 (3か月分の合計金額)		
④	8,294円 (3か月分の合計金額)	-	5,148円 (1月～2月分徴収済額)	=	3,146円 (3月分水道料金徴収額)

※「メーター口径：20mm、用途：一般用」で算定しています。
※下水道使用料・農業集落排水施設使用料についても、同様の方法で精算・徴収します。

◆ 引越し（転入・転出）の手続きを忘れずに!! ◆

例年3月から4月は、転勤・進学などで引越し（転入・転出）が多くなります。

引越しに伴い「水道を新たに使用する」「水道の使用を中止する」際は、水道使用の手続きを忘れなようにお願いします。

基本料金は使用開始日・使用中止日によって日割り計算しますが、手続きをされないと日割り計算ができませんのでご注意ください。

転入時（使用開始）の手続き

入居先にある「水道使用開始申込書」に水道使用者氏名・フリガナ・電話番号・使用開始日などをご記入のうえ、投函してください。なお、申込書が見当たらない場合は営業課へご連絡ください。浪岡地区については、浪岡事務所上下水道課へご連絡ください。

また、転入の手続き後「水道使用開始のお知らせ」をお送りしますので、記載内容をご確認ください。

転出時（使用中止）の手続き

次の事項について営業課又は浪岡事務所上下水道課へご連絡ください。

《ご連絡いただく事項》

水道使用者氏名・お客さま番号・住所・引越日・引越先住所・電話番号・料金精算方法など

◆ 売払い予定の水道施設跡地のお知らせ ◆

水道部では、不用となった水道施設跡地について、財源の確保を図るため計画的に売却を行うこととしております。今後、一般競争入札による売却を予定している物件は、以下のとおりです。

【土地】

	物 件 A	物 件 B
所在地	青森市大字大野字前田64番6	青森市大字大野字若宮178番16
地 目	水道用地	水道用地
地 積	194.04㎡	278.99㎡
都市計画区域区分	市街化区域	市街化区域
接面道路の状況	幅員約4.5m舗装市道	幅員約7m舗装市道
ライフラインの供給	電気	引込可能
	上水道	引込可能
	下水道	引込可能
	都市ガス	供給エリア外
その他	地下1.5～2m以下に井戸の鋼管他残存埋設物あり	地下1.5～2m以下に井戸の鋼管他残存埋設物あり
現況写真 (令和元年11月撮影)		

詳しくは、青森市水道事業ホームページでご確認ください。

総務課財産チーム ☎ (017)734-4201

お問い合わせ先一覧

項 目	お問い合わせの内容	担当課チーム名	電話番号
料 金 関 係	水道の使用開始・終了など (転入・転出)	営業課各チーム (検針・収納・業務管理)	(017)734-4281
	料金の確認、料金の支払い (口座振替・納付書払)		(017)734-4202
	★浪岡地区については	浪岡事務所上下水道課 水道チーム	(0172)62-1143
給水装置関係	蛇口などの給水装置の新設・改造、 水道加入金など	施設課給水装置チーム	(017)774-1234
漏 水 関 係	公道で水が漏れている場合など	施設課管路維持チーム	(017)777-4255
	宅地内で水が漏れている場合など	施設課給水装置チーム	(017)774-1234
水源保全関係	横内川水道水源保護条例・水道水源 保護指導要綱に関する事前協議など	総務課財産チーム	(017)734-4201
水 質 関 係	水の味、においが気になる場合など	横内浄水課水質管理チーム	(017)738-6507
	水にごり、色が気になる場合など	施設課給水装置チーム	(017)774-1234
ホームページ	青森市水道事業ホームページ	「青森市水道事業」で検索してください	
下 水 道 関 係	下水道使用料、農業集落排水施設使 用料に関する事	環境部下水道総務課 水洗化普及チーム	(017)752-0029
	★浪岡地区については	浪岡事務所上下水道課 下水道チーム	(0172)62-1159

「水道だより」についてのご意見や感想などは、総務課総務管理チームまでお寄せください。

〒030-0841 青森市奥野1丁目2番1号 電話 (017)734-4201 FAX (017)774-4913
E-Mail : josui-somu11@city.aomori.aomori.jp